

議 事 録

公開・ 一部公開 ・非公開			非公開 理由	所有者氏名 個人が特定されるため
			文書管理責任者	保存期間
				30（ ）・ 10 ・5・3・1・随
				作成日
				令和8年4月17日（金）
部長	課長	課長補佐	係長	係
				記録者所属
				職・氏名 主査 小暮
会議等の名称	令和8年度第1回 東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会			開催日時
				令和8年4月17日（金） 午後1時30分～2時30分
				場 所
				海野宿ふれあいセンター
主催者(事務局)	文化・スポーツ振興課文化振興係			司会者
				安川文化・スポーツ振興課長
出席者	松本義彦、梅干野成央、関理、宮下知茂、茂木裕之、橋本俊彦計 7名			
欠席者	なし			
議 題	(議題)	(配布資料)		
	<ul style="list-style-type: none"> ●●家主屋について ・ ・ ・ 			
決定事項 (要点を箇条書き)	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の特徴を示す建造物であり、再利用可能な部材が残存していることを考慮し、除却は認めない。 近隣住民の安全確保のため、倒壊防止等の応急的な補強措置を直ちに講じるよう所有者に指導する。 根本修理については、内部片付け完了後詳細な調査の結果に基づき、解体復原を含め検討する。 			
次回への検討事項	<ul style="list-style-type: none"> 内部荷物の搬出完了後、床下および構造部材の腐朽状況、シロアリ被害の有無を詳細調査したうえで修理方針を検討する。 			
次回開催	未定			(場所)

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
1 開会	安川課長	(開会)
2 会長あいさつ	宮下会長	(あいさつ)
3 審議事項		
●●家主屋について	事務局	(説明)
	梅干野委員	本物件の建物について内部を確認したところ、「出桁造」や釘などから江戸
		時代の建物とみて問題ない。内部に荷物がまだ残存している状況では、詳細
		な確認ができないため、解体を含めた修理も想定される。本体部分について
		は、使用可能な部材が残存しており、ゆがみの補正で済むと見込まれる一方
		で南側増築部分では傷みが激しいため部分的解体が見込まれる。
	寺澤委員	軸組み柱・梁については使用可能とみられる。ただ修理に入るまでの間、
		仮屋根や東側にやや傾きが見込まれることから仮筋交い等応急対策が必要で
		ある。
	茂木委員	これまで修理してきた中では、劣化状況はまだよい方だと感じる。ただ、
		見えていないところが傷んでいる恐れもあり、部材を詳しく点検しないと
		根本修理の方法は断定できない。
	梅干野委員	修理の手法は、今後の調査による判断が必要となるが、いずれにしても、
		この建物を残すという方向性は揺るがないと考える。
	宮下会長	除却は認められない。ただ、今後の調査によっては、解体を含めた修理にな
		ることが想定される。修理に着手するまでの間、安全対策が必要となる。
	梅干野委員	緊急性が高く、安全対策が必要である点についてはすでに前回の審議会で
		議論されており、この場で議論の余地はない。また、部材の残存状況から、
		除却を許可するほどの傷みではないと判断できる。
	宮下会長	根本的な修理方法については、今後の調査によるため今回判断はできないが、
		修理が可能であり、除却は認められない。ただし応急措置は必要である旨
		を答申としてまとめてよいか。
	委員	(異議なし)
		(答申案がまとまるまで休憩)
4 答申	事務局	(答申案朗読)
	宮下会長	この答申内容でよいか。
	委員	(異議なし)
5 その他	事務局	
6 閉会	関副会長	(閉会)